

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・北本

(電話) 06-6949-6446

令和4年12月16日

京都市域地区のタクシー運賃の改定審査開始について

～タクシー運賃改定を行います～

近畿運輸局では、本年8月から11月にかけて京都市域地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更申請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討した結果、運賃改定審査を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

【京都市域地区】…京都市域交通圏の運賃ブロック。

前回運賃改定日：平成30年4月1日（消費税増税に伴う改定を除く）。

1. 運賃変更申請状況

(1) 申請の期間

令和4年8月22日～令和4年11月22日（3ヶ月）

(2) 申請事業者数

47者（対象地域の法人事業者数 64者）

(3) 申請事業者の車両数

4,521両（対象地域の全体車両数 5,582両）

(4) 申請率

80.99%

2. 運賃変更申請の概要（※）

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1km ～ 1.2km（現行1.2km）

② 初乗運賃 500円 ～ 600円（現行上限460円）

(2) 改定率 4.0% ～ 30.7%（平均改定率 23.3%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

京都府政記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）